

日本地学教育学会広報委員会規程

平成 27 年 1 月 31 日

(常務委員会決定)

(設置)

第 1 条 会則第 9 条に基づき、本会に日本地学教育学会広報委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第 2 条 本委員会は、本会のホームページやインターネットを利用した学会員への情報の提供、学術成果の社会への公開と還元、国内外の関連学会の情報提供交換等に関する活動を実施することを目的とする。

(組織)

第 3 条 本委員会は、委員長 1 名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第 4 条 委員長は常務委員会の議を経て、会長が委嘱する。

2. 委員は正会員の中から、常務委員会の推薦と委員長の推薦により、常務委員会の議を経て、会長が委嘱する。

3. 委員の任期は 2 会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第 5 条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 本委員会の審議事項は、常務委員会に報告し、承認を得なければならない。

3. 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4. 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第 6 条 本委員会は、第 2 条の目的達成のために次の業務を行う。

1) 学会のホームページの作成、管理及び運用。

2) インターネットによる本会の情報サービス。

3) 広報記事の作成。

4) その他必要な業務。

(計画・予算)

第 7 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、常務委員会に諮り、総会で承認を得なければならない。

(報告)

第 8 条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を常務委員会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第 9 条 この規定の改廃は、常務委員会の承認を得なければならない。

附則 この規定は、平成 27 年 2 月 23 日より施行する。